

金剛石婚・金婚のご夫婦をお祝いします

平成30年中に金剛石婚・金婚を迎えられるご夫婦はお申し出ください。



金剛石婚(結婚60年)

昭和33年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

金婚(結婚50年)

昭和43年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

申し出

6月29日(金)までに下記へお申し出ください。
皆野町に本籍がないかたは、婚姻日を証明できる戸籍謄本などの提示が必要です。
※招待状は9月中旬に送付します。

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233
社会福祉協議会 ☎62-4615

お忘れなく！児童手当の現況届

児童手当を受けているかたは、引き続き児童手当を受ける要件があるかどうかを確認するため、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

児童手当の目的

家庭などにおける生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

手続き方法

6月上旬に用紙を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。公務員のかたは、勤務先への提出となります。

現況届に必要な書類

受給者(保護者)の健康保険証の写しなど

提出期限

6月29日(金)

対象

中学校修了前までの児童を養育し、日本国内に住所があるかたに支給されます。また、児童についても、海外留学中の場合などを除き、国内に住所があることが必要です。

支給額(月額)

| | | |
|---------------|-------|---------|
| 3歳未満 | | 15,000円 |
| 3歳～小学生 | 第1・2子 | 10,000円 |
| | 第3子以降 | 15,000円 |
| 中学生 | | 10,000円 |
| 所得制限限度額以上(一律) | | 5,000円 |

支給月

6月(2～5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月分)

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

受付開始 小児慢性特定疾病 医療費支給継続申請

期間 6月15日(金)～7月31日(火)
(土・日曜日、祝日は除く)

場所 秩父保健所

対象 現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満のかたの保護者

※申請に必要な書類は保健所から郵送されます。
(医療意見書は同封されません。指定医に依頼してください。)



問合せ 秩父保健所 ☎22-3824

蚊を介する感染症の予防対策 ～蚊を増やさない・蚊に刺されない～



これから蚊が発生する季節を迎えます。

蚊の吸血によって、デング熱やジカウイルス感染症などさまざまな感染症にかかる恐れがあります。

蚊が媒介する感染症にかからないためには、一人ひとりが、蚊を増やさない、蚊に刺されない対策をすることが重要です。

蚊を増やさないようにしましょう

・蚊は、植木鉢の受け皿やプラスチック容器などに溜まった雨水など、小さな水たまりで発生するので、日ごろから住まいの周囲の水たまりを無くすように心がけましょう。

蚊に刺されないようにしましょう

・屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されないよう注意しましょう。

・ジカウイルス感染症は胎児の小頭症との関連が指摘されていますので、特に流行地域へ渡航される妊婦のかたは、蚊に刺されないように徹底してください。

※蚊の活動は概ね10月下旬頃までです。

問合せ 健康福祉課 健康づくり担当 ☎62-1233